平成２２年（家）第９７９号
本籍愛知県春日井市藤山台４丁目１番地２、最後の住所名古屋市北区中丸町１丁目１番地中丸団地２棟1105号
不在者　石岡　　健
昭和17年６月14日生
平成23年２月１日失踪宣告審判確定
名古屋家庭裁判所裁判所書記官

平成２２年（家）第１１９３号
本籍名古屋市熱田区新尾頭３丁目206番地、最後の住所名古屋市熱田区金山町１丁目16番24号
不在者　熊谷　忠雄
大正13年10月13日生
平成23年２月１日失踪宣告審判確定
名古屋家庭裁判所裁判所書記官

平成２２年（家）第３７１号
本籍新潟県新発田市本町１丁目乙3563番地、最後の住所愛知県岡崎市久後崎町字中道17番地久後崎荘Ⅰ
不在者　石井　史子
昭和18年10月19日生
平成23年２月１日失踪宣告審判確定
名古屋家庭裁判所岡崎支部裁判所書記官

失踪宣告取消

平成２２年（家）第１１１６号
本籍埼玉県さいたま市大宮区櫛引町１丁目324番地、住所群馬県前橋市西片貝町４―17―15　シティパレス西片貝209
申立人（失踪者）　藤倉　　潔
昭和19年５月２日生
平成23年２月１日失踪宣告取消審判確定
前橋家庭裁判所裁判所書記官

平成２２年（家）第１１０６９号
本籍青森県西津軽郡深浦町大字驫木字亀ヶ崎102番地、住所東京都大田区仲六郷４―２―12春風寮
申立人（失踪者）　野呂　義明
昭和24年９月29日生
平成23年１月29日失踪宣告取消審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

除 権 決 定

別紙目録記載の権利について公示催告をしたところ、権利の届出の終期である平成23年１月24日までに、適法な権利の届出又は権利を争う旨の申述がなかったので、上記権利は失権する。

平成２２年（へ）第２号
岩手県奥州市水沢区字稲荷田４番地３
申立人　千葉　　弘
権利の届出の終期　平成23年１月24日
平成23年１月27日　　水沢簡易裁判所
（別紙）　目　録
１抵当権設定物件の表示
奥州市水沢区字稲荷田４番
宅地　932.12平方メートル
２失権すべき抵当権の表示
盛岡地方法務局水沢支局明治21年12月24日登記
⑴登記原因　明治21年12月24日設定
⑵債権額　金７円50銭
⑶利息　年２割
⑷抵当権者　北下幅簡易小学右管理者塩竈外３ケ村
⑸弁済期　明治23年11月30日

平成２２年（へ）第３号
岩手県奥州市水沢区字稲荷田４番地３
申立人　千葉　正文
権利の届出の終期　平成23年１月24日
平成23年１月27日　　水沢簡易裁判所
（別紙）　目　録
１抵当権設定物件の表示
奥州市水沢区字稲荷田４番３
宅地　141.59平方メートル
２失権すべき抵当権の表示
盛岡地方法務局水沢支局明治21年12月24日登記
⑴登記原因　明治21年12月24日設定
⑵債権額　金７円50銭
⑶利息　年２割
⑷抵当権者　北下幅簡易小学右管理者塩竈外３ケ村
⑸弁済期　明治23年11月30日

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第９７３号
東京都調布市緑ケ丘１―45―46
債務者　亡緒方道夫相続財産
１　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小林　克典
４　破産債権の届出期間　平成23年３月７日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月７日午後３時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０２号
千葉県袖ケ浦市吉野田113番地
債務者　株式会社日興製作所
代表者代表取締役　石井　久也
１　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中村　礼奈
４　破産債権の届出期間　平成23年３月８日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月17日午前10時45分
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第１７１５号
東京都江東区亀戸２丁目９番６号
債務者　株式会社新栄住販
代表者代表取締役　菅谷　　聡
１　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　花崎　浜子
４　破産債権の届出期間　平成23年３月10日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７３９号
東京都足立区中央本町４丁目４番12号
債務者　株式会社ナカザワ製菓
代表者代表取締役　中澤　正晃
１　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　梶谷　　篤
４　破産債権の届出期間　平成23年３月10日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月27日午後３時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７４１号
茨城県取手市戸頭６丁目２番４号
債務者　有限会社キノシタ薬局
代表者取締役　木下　恭次
１　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　窪木登志子
４　破産債権の届出期間　平成23年３月10日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７４６号
東京都渋谷区渋谷３丁目６番２号　第２矢木ビル３階
債務者　株式会社エイダワーク
代表者代表取締役　和田　祐子
１　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　藤原　　寛
４　破産債権の届出期間　平成23年３月10日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２０号
千葉県流山市西初石３丁目1460番地６
債務者　三和住宅株式会社
代表者代表取締役　石綿　　弘
１　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　谷生　泰斗
４　破産債権の届出期間　平成23年３月14日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月16日午前11時
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第２６５号
名古屋市千種区内山３丁目15番７号
債務者　株式会社オーガライフニューズネット
代表者代表取締役　古賀　武雄
１　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　木村　静之
４　破産債権の届出期間　平成23年３月14日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月12日午後２時45分
名古屋地方裁判所民事第２部